実務対応報告公開草案第67号に関するコメント

2024年1月1日

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント 田淵 隆明

【質問1】連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱いに関する質問

(質問 1-1) 法人税等の計上時期に関する質問

⇒消極的に同意する。ただし、中期的には、親会社と連結子会社の決算日が異なる場合について仮決算を義務化するなど IFRS 並みの厳格性に移行するなどの措置が必要と考えられる。

(質問 1-2) 見積りの取扱いに関する質問

⇒消極的に同意する。

【質問 2】四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問
⇒強く反対する。公開草案第 13 項にあるとおり、四半期財務諸表については 2 年目の 2025
年 4 月 1 日以降に開始する年度の期首から適用されることになっており、事実上、四半期
財務諸表に関する規定は 2 年目から適用される。この結果、四半期財務諸表においては、前年度末のデータを参考に合理的な見積もりが可能であり、このような寛恕規定は全くの有害無益であり、趣旨を没却する蛇足な寛恕規定である。

また、「当面の間」というのは極めて曖昧であり、霞が関にありがちなこととして、半永久的に継続してしまう恐れがある。実務対応報告第 19 号(2006 年 8 月 11 日)の製造業に対する甚大なダメージを考えると、「当面の間」、「当面の扱い」という用語は、非常に恐ろしい意味を有していると言わざるを得ない。

従って、公開草案第7項には強く反対する。

【質問 3】連結損益計算書における表示に関する質問

⇒個別損益計算書と連結損益計算書の表示区分を揃えるなどの考え方については同意するが、この文案には同意できない。公開草案や本設問では「法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)」とあるが、「法人税、地方法人税(法人税割)、住民税、事業税(所得割)及び特別法人事業税」に修正する必要がある。つまり、「特別法人事業税」(令和元年 10 月1 日以後に開始する事業年度から適用)が欠落している。

地方税法の改正に ASBJ の会計基準がキャッチアップできていないと考えられるので、 修正が必要である。また、合わせて、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等 に関する会計基準」(最終改正 2022 年 10 月 28 日)についても、至急、「特別法人事業税」 に関する所要の修正を行う必要がある。一部には「特別法人事業税」は「事業税等」に含 まれているという解釈も成り立つという説もあるだろうが、第 5 項の用語の定義には、下 記のようにあるため、やはり、修正が必要である。

(注)「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方 法人税、住民税及び事業税(所得割)のほかに、住民税(均等割)及び事業税(付加価値 割及び資本割)を含むものとする。

参考: https://ventureing.jp/effectivetaxrate/

参考:https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/houjin-jigyou/tokujizei.html

★既に、日商簿記の教科書・参考書等でも、「特別法人事業税」の用語は散見され、実効税率の定義も次のように改められている。

実効税率 = 法人税率×(1+地方法人税率+住民税率)+事業税率+特別法人事業税率) 1+事業税率+特別法人事業税率

【質問 4】連結損益計算書における表示に関する質問

⇒質問 3 と同様に、考え方については同意するが、この文案には同意できない。公開草案 や本設問では「法人税、地方法人税、住民税及び事業税 (所得割)」とあるが、「法人税、地方法人税(法人税割)、住民税、事業税 (所得割)及び特別法人事業税」に修正する必要がある。つまり、「特別法人事業税」(令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用)が欠落している。

【質問 5】四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問 ⇒同意する

【質問6】適用時期等に関する質問

⇒同意する

【質問7】その他

本公開草案の質問3の提案理由においても、「連結財務諸表と個別財務諸表とで表示区分 が異なることが必ずしも財務諸表利用者に理解しやすい情報を提供しないと考えられた」 とあるが、この認識は実に正しい。

例えば、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」については、2011年に「16-2. 本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする。」が追加され、個別財務諸表については執行停止となり、既に 12 年以上経過している。そのため、上述の企業会計基準第 27 号などにおいても、『企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 8 項に定める評価・換算差額等に区分されるものをいう』などの平成時代の表現が残されている。

個別損益計算書において、企業会計基準第 25 号が執行停止になっているため、BS で「評価・換算差額等」などの平成時代の用語が残るなど、スプレッド・シート統制など J-SOX やシステム監査の観点からも望ましくない状態が続いている。従って、企業会計基準第 25 号の「16-2. 本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする。」は廃止して、執行停止を解除する必要がある。強制適用は「2025 年 4 月 1 日以降に開始する年度から適用」とし、「2024 年 4 月 1 日以降に開始する年度から連ましい。

(以上)